

平成 25 年 7 月 4 日

再生債権者 各位

全国小売酒販組合中央会

会長 松田 武

代理人弁護士 上田 裕康

再生計画認可決定確定のお知らせ

謹 啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当会の民事再生手続へのご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

さて、平成 25 年 6 月 10 日付けで東京地方裁判所によりなされた、当会の再生計画に対する認可決定は、同月 19 日に官報に掲載された後、利害関係人から不服申立がなされることなく法定の不服申立期間であった平成 25 年 7 月 3 日を経過したことにより確定いたしました。皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

今後、当会は、再生計画の定めにしたがって、本日から6か月以内に再生計画に基づく基本弁済を実施いたします。なお、基本弁済の実施にあたっては、皆様に振込先の口座をご指定いただく等、所定の手続が必要になります。基本弁済実施のための具体的手続につきましては、追って個別に郵送にてお知らせする予定です。

本件再生手続に関しご不明な点がございましたら、以下の問合せ専用窓口（再生室）までご連絡ください。引き続き当会の民事再生手続へのご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

民事再生手続に関する問合せ専用窓口（全国小売酒販組合中央会再生室）

専用ダイヤル：06-6341-2912 FAX：06-6341-0970

（受付時間）平日午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 5 時

住所：〒530-0003 大阪市北区堂島一丁目 1 番 5 号 梅田新道ビル 8 階

弁護士法人大江橋法律事務所内 全国小売酒販組合中央会再生室

謹 白